

島根労働局発表 令和7年4月28日（月）	担当 島根労働局 職業安定部職業安定課 課長 上代 薫 Tel 0852-20-7016	隠岐の島町 商工観光課 課長 藤野 一 Tel 08512-2-8575
-------------------------	--	---

令和7年度隠岐の島町雇用対策協定に基づく事業計画について ～ 隠岐の島町と島根労働局とが連携し雇用施策を展開 ～

隠岐の島町（町長：池田 高世偉）と島根労働局（局長：岩見 浩史）は、令和3年10月12日に締結した隠岐の島町雇用対策協定（別添1）に基づく「令和7年度事業計画」（別添2）を共同で策定しました。

この事業計画は、隠岐の島町と島根労働局が、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことを通じて、「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」の実現を目指し策定しております。

隠岐の島町と島根労働局は連携を図り、地域の雇用面の課題に対して、一体的・機動的な雇用対策を推進していきます。

令和7年度雇用対策協定に基づく事業計画のポイント

○主要な取組等

農林・漁業従事者の高齢化、次世代の担い手の確保、若者の町外流出や新卒者の離職率が高いなどの課題に対応するため、①産業人材の確保に向けた支援、②若年者の町内就職の支援、③産業人材の育成及び定着支援などに取り組むとともに、数値目標を設定しました。

《事業内容》

1 産業人材の確保の推進

- ・人材確保に向けた支援
- ・企業における魅力のある雇用環境の整備
- ・柔軟な働きやすい環境の整備
- ・安全で健康に働くことができる環境づくり

2 若年者の町内就職支援の推進

- ・隠岐の島町内事業所の採用力強化に努め、情勢の変化に応じた若年者の町内就職支援

3 産業人材の育成及び定着の推進

- ・企業や町民のニーズに応じた雇用の場の確保
- ・企業内人材育成やライフステージに応じたキャリアアップの推進

4 女性が活躍できる就労環境の整備

- ・事業所、雇用者のニーズを把握し、他の部局と連携した支援

5 障がい者雇用施策の推進

- ・地域就労支援の強化等による企業への職場定着支援
- ・多様な障がい特性に応じた就労促進

6 大量雇用変動等に対する対応

- ・雇用の維持・継続に向けた支援
- ・離職者等の再就職支援

隠岐の島町と島根労働局との雇用対策協定

隠岐の島町と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年7月21日法律第132号）」に基づき、地方創生に資する活力あるまちづくりを推進し、地域で支えあう社会の実現を目指す隠岐の島町と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に施策及び事業を推進することにより、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の目指すまちの将来像である「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」の実現に向け、「島を愛する」、「力を合わせる」、「未来へつなぐ」の3つのまちづくりの基本理念のもと、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第2条 隠岐の島町と島根労働局は、次に掲げる具体的内容及び実施方法を定め、総合的かつ一体的に推進する。

- 1 産業人材の確保の推進に係る連携
- 2 若年者の町内就職支援の推進に係る連携
- 3 産業人材の育成及び定着の推進に係る連携
- 4 女性が活躍できる就労環境の整備に係る連携
- 5 障がい者雇用施策の連携
- 6 大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携
- 7 その他、隠岐の島町と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、隠岐の島町と島根労働局が共同で設置する。

- 2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果についての評価を行うものとする。

（要請等）

第4条 隠岐の島町と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことを可とし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、隠岐の島町と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、隠岐の島町と島根労働局が協議して定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、隠岐の島町長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月12日

隠岐の島町長

池田高世偉

厚生労働省島根労働局長

倉持清子

令和 7 年度 雇用対策協定に基づく事業計画

前文

隠岐の島町と島根労働局は、それぞれの強みを活かした雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むため、令和 3 年 10 月 12 日に、「隠岐の島町と島根労働局における雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結しました。

隠岐の島町と島根労働局は、まちの将来像である「つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島」の実現に向け日頃から十分な意思疎通を図り、緊密な連携・協力関係の下、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現と諸課題を解決するために、協定の第 2 条第 1 項に基づき実施する事業は次のとおりとします。

1 産業人材の確保の推進

〈課題〉

隠岐圏域の有効求人倍率は 2 倍を超える状況となっており、求人の約 7 割が医療・福祉、卸売・小売業、建設業が占めている状況となっている。また、隠岐の島町では農林・漁業をはじめとする第 1 次産業が重要な役割を担っているが、農林・漁業従事者の高齢化や次世代の担い手の確保などの問題が山積しており、産業人材の確保に係る早急な対策が必要となっている。外国人などの多様な人材の雇用、活躍に係る取り組みについては、一部の業種では進んでいるが、国、県等の関連する制度の周知、活用を含め、取り組みが十分にできていない状況となっている。このため、制度の活用に係る情報提供、研修会等の開催を含めた取り組みを積極的に進める必要がある。

なお、特定地域づくり事業については、令和 4 年 3 月に「隠岐の島町地域人材づくり協同組合」が設立された。今後は、組合のマルチワーカーの人材確保などの事業実施に係る体制の整備に関係機関が連携して取り組む必要がある。

(1) 人材確保に向けた支援

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・ 事業所情報の収集と情報共有
- ・ 事業所に対する町および労働分野の支援施策の周知
- ・ 合同就職相談会の開催等による企業の採用活動支援

【隠岐の島町】

- ・ 特定地域づくり事業協同組合の運営支援
- ・ 町内事業所の新たな雇用を支援する事業補助金制度による支援
- ・ 隠岐の島町雇用対策協議会と連携した各種研修会、セミナーの実施
- ・ 学生アルバイトの取り組みの推進（高校生含む）
- ・ 保護者向け就職フェアの実施

【労働局・ハローワーク】

- ・ 町内事業所を対象とした求職者との出会いの場の提供
- ・ 雇用吸収力の高い人材不足分野の事業所に対するコンサルティングの実施
- ・ 特定地域づくり事業を実施する町内協同組合に対する助言・指導の実施
- ・ 雇用・労働分野の助成金による企業支援

①早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）の活用促進

中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用の拡大を図る事業主を支援

②人材確保等支援助成金の活用促進

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等を支援

- ・ 人材の活性化と生産性向上を通じた賃金引き上げ
- ・ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の活用促進

（２）事業所における魅力のある雇用環境の整備

【労働局・ハローワーク】

- ・ 事業所における働き方改革の推進

（３）柔軟な働きやすい環境の整備

【労働局・ハローワーク】

- ・ 良質なテレワークの導入・定着促進
- ・ ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

（４）安全で健康に働くことができる環境づくり

【労働局・ハローワーク】

- ・ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ・ 働き方改革関連法の周知を中心としたきめ細かな相談・支援
- ・ 職場改善の助成制度等

《目標》

- ①年間UIターン者数 230 人／年
- ②人口の社会増減累計数 80 人／年
- ③合同就職相談会の開催 1 回／年

2 若年者の町内就職支援の推進

〈課題〉

隠岐の島町の雇用情勢は、求人状況は改善しているものの、大手企業志向が強い若者が町外での就職を希望する状況が続いている。このため、ハローワーク隠岐の島、

隠岐の島町雇用対策協議会が中心となって、生徒の町内就職促進対策を講じているところである。コロナ禍を経て、東京一極集中が再び加速しているため、町内事業所の採用力強化に努めながら、情勢の変化に応じた若年者の雇用対策が必要となっている。

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・町内企業に対する良質な求人提出要請
- ・中高生を対象とした合同企業説明会（ジョブフェア）の開催
- ・早期再就職支援等助成金（ＵＩＪターンコース）の周知・広報による移住促進

【隠岐の島町】

- ・町内事業所の新たな雇用を支援する事業補助金制度による支援（再掲）
- ・隠岐の島町雇用対策協議会と連携した合同入社激励会、新入・若年社員向け研修会等の実施
- ・学校と求人企業との情報交換会、保護者向け就職セミナーの実施
- ・職場体験や社会体験等のキャリア教育の推進

【労働局・ハローワーク】

- ・新規学卒予定者に対する求人の早期確保及び求人内容に関する助言指導の実施
- ・ユースエール認定制度等の周知・広報及び町内企業に対する認定促進
- ・県外進学生に対するハローワークによる町内企業への就職支援
- ・ＵＩターン希望者に対する町内求人の情報発信
- ・ハローワークの全国ネットを活用した隠岐の島町のイベント情報の発信

《目標》

- ① 若年者・ＵＩターン者の雇用者数 36 人
- ② 中高生を対象とした合同企業説明会（ジョブフェア）の開催 1 回／年

3 産業人材の育成及び定着の推進

＜課題＞

町内企業においては新卒者の就職後３年以内の離職率が高い状況となっている。また、パートなどの非正規雇用の割合も高まるなど、雇用形態の多様化も進んでおり、企業や町民のニーズに応じた雇用の場の確保にあわせ、企業内人材育成やライフステージに応じたキャリアアップの推進が求められる。

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・事業所情報の収集と情報共有（再掲）
- ・事業所に対する町および労働分野の支援施策の周知（再掲）

【隠岐の島町】

- ・ 特定地域づくり事業協同組合の運営支援（再掲）
- ・ 隠岐の島町雇用対策協議会と連携した経営者、管理者、中堅社員向け人材育成研修の実施
- ・ 若年者職員のネットワークづくりの推進

【労働局・ハローワーク】

- ・ 人材開発支援助成金の活用促進
- ・ キャリアアップ助成金の活用促進
- ・ 新規採用者や同採用者受け入れ企業に対する訪問等による定着支援の実施

《目標》

- ①年間ＵＩターン者数 230 人／年（再掲）
- ②人口の社会増減累計数 80 人／年（再掲）
- ③若年者・ＵＩターン者の雇用者数 36 人（再掲）

4 女性が活躍できる就労環境の整備

＜課題＞

隠岐の島町では、福祉分野での子育て支援に係る独自の取り組みは進んでいるものの、事業所に対しての女性が活躍できる就労環境の整備等に係る支援策の取り組みは十分にできていない状況となっている。このため、事業所、雇用者のニーズを把握し、他の部局と連携した取り組みを進める必要がある。

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・ 事業所情報の収集と情報共有（再掲）

【隠岐の島町】

- ・ 商工会女性部と連携した意見交換会、ニーズ調査の実施
- ・ 関連制度の啓発活動及び研修会等の実施

【労働局・ハローワーク】

- ・ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知・啓発
- ・ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の実施支援
- ・ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備への支援
- ・ 次世代育成支援対策の推進
- ・ 子育て中の女性等に対する就職支援
- ・ 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の実施支援

《目標》

①審議会等への女性委員の登用率 30%

5 障がい者雇用施策の推進

〈課題〉

隠岐の島町では、様々なハンデキャップを抱える方々を地域全体で支援するため、各種講演を通じた啓発活動等を実施している。また、障がい・病気の有無等の個々人の状況にあわせた相談体制も構築しており、社会福祉協議会等の関係機関とも連携を図りながら、ハンデキャップを抱える方々の社会参加を促す取り組みを進めている。

しかし、医療・福祉分野における人材不足や一般企業との協力体制が十分でない等の課題もあり、引き続き検討を重ねていく必要がある。

(1) 地域就労支援の強化等による企業への職場定着支援

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・関係機関との連携による障がい者を雇用する企業に対する企業向け支援の実施
- ・障がい者の希望や状況に応じた就労継続支援の実施
- ・障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）制度の周知

【隠岐の島町】

- ・障がい者の希望や状況に応じた自立訓練等日中活動の場の利用推進による社会参加の促進

【労働局・ハローワーク】

- ・障害者就業・生活支援センター太陽や島根障害者職業センターとの連携による障がい者に対するジョブコーチ支援の実施
- ・障害者雇用優良中小事業主認定（もにす認定）認定企業の取組等の周知による地域の障がい者定着の取組の推進

(2) 多様な障がい特性に応じた就労促進

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・隠岐の島町における障がい者の生活面の支援とハローワークによる就業面の一体的支援

【隠岐の島町】

- ・隠岐養護学校、障害者就業・生活支援センター太陽との連携（サポート体制の整備）
- ・地域自立支援協議会との連携

【労働局・ハローワーク】

- ・「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者

雇用開発コース)」、「トライアル雇用助成金(障がい者トライアルコース)」等の周知・活用促進

- ・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催による精神・発達障がい者の一般就労に対する理解の促進
- ・「地域両立支援推進チーム」を活用し、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援の取組みを推進
- ・がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援と事業主等に対する理解促進のための取組みを推進

《目標》

- ① ハローワークの紹介による障がい者の就職件数 12 件／年

6 大量雇用変動等に対する対応

＜課題＞

経済情勢の変動により、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続のための対策を講じていく必要がある。また、単に休業でなく、一時的な在籍型出向等により、労働者のモチベーションも維持しつつ雇用を維持する対策を講じていく必要がある。

(1) 雇用の維持・継続に向けた支援

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・雇用調整助成金の周知
- ・在籍型出向と産業雇用安定助成金の周知

【隠岐の島町】

- ・企業の在籍型出向支援ニーズの労働局・産業雇用安定センター島根支部への情報提供

【労働局・ハローワーク】

- ・雇用調整助成金の迅速な審査
- ・産業雇用安定センター島根支部と連携した出向支援
- ・産業雇用安定助成金の活用支援

(2) 離職者等の再就職支援

【隠岐の島町、労働局・ハローワーク】

- ・緊急雇用対策会議の開催、再就職が必要となる離職予定者の情報共有
- ・離職予定者に対する再就職および生活支援に関する合同説明会の開催

【隠岐の島町】

- ・「隠岐の島町あんしんセンター（自立相談支援窓口）」との連携

【労働局・ハローワーク】

- ・ハローワークによる就職支援の実施
- ・トライアル雇用助成金等の雇い入れ助成金を活用した就職支援の実施